

日本のアジア的特徴と国際法

Japan's Asiatic Features in International Law

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

概 要

戦前の日本が君主国体であったことは間違いないが、戦後は天皇制を維持したまま国民主権が実現したため、変則的ながらも民主国体と解されている。しかし、戦前においても、国体概念は「理論上の概念としての国体」と「制度上の概念としての国体」とに分けて論じられ、後者については「万世一系ノ天皇」が統治する国家体制であると論じられた。つまり、諸外国のような王朝の交代を認めない国家体制が主張されていた。それは、日本が漢字文化圏の一員として、易姓革命を認める中国にアジアの心臓部たる地位を認め、自らは中国の周辺国家として国内の安定を第一義に考えた古代日本の政治指導部の選択の結果であったと思われる。もう1つの日本のアジアの特徴は、朝鮮半島や台湾、ベトナム、イラン、イラクなどと同様、特に第2次大戦後にアメリカの政治・経済・社会・軍事の圧力を受けていることである。日本の外交と国際法的地位は、東洋的環境の中で、アングロ＝サクソンの国際法の動態的影響を被る地位である。対する中国も、元号を廃止し逸早く共和国となり、他方で天皇制を維持している日本とは対照的な進路を選択した。アジアにおける両国は国際法的地位の優劣を競っている。

目 次

【Ⅰ】序	論
【Ⅱ】本	論
(1)	日本の天皇制に対する中国の影響
(2)	日本の天皇制の国際法上の特徴
(3)	天皇の憲法上の元首権限規定の不備
【Ⅲ】結	論
(注)	
(参考文献)	

【Ⅰ】序 論

日本では近代以降、政治家や学者の間でいわゆる国体論争が戦わされてきた。幕末期の吉田松陰（1830.9.20～1859.11.21）と山県太華（朱子学者 1781～1866）との間での国体の性質を巡る論争をはじめとして、第2次大戦後の新憲法施行（1947.5.3）によって国体が変更したかどうかを巡る尾高・宮沢論争や和辻・佐々木論争に至るまで各種各様の国体論争が繰り返されてきた。⁽¹⁾ 本稿の目的は決して諸先賢の論争に参加したりこれを批評したりその論争の詳細を紹介したりすることではなく、あくまで筆者の専門分野たる国際法に照らして日本の国体の特徴を明らかにする点にある。

今日、世界の大半の国家が君主制を廃して共和制に移行している — 世界の200あまりの国家のうち君主制を維持しているのは約1／4に相当する50カ国前後である（2008.1.1 現在：巻末表1参照） — 中で、日本の天皇制は国民の支持を受けているとは言えるものの、国際法上どのような意義や価値を認められているのであろうか？国民の支持という国内政治論や心情論はさておき、日本が国際社会の一員として国際法を遵守して活動せざるを得ない21世紀において、国際法と天皇制の関連関係は検討し解明しておく価値のあるテーマであろう。

【Ⅱ】本 論

(1) 日本の天皇制に対する中国の影響

日本が国を開いた当初から中国の圧倒的な影響下に置かれてきたことは言うまでもない。その影響は日本の国家統治の基本構造を決定付けたと言ってもよく、そうした状況は少なくとも明治の初期まで続いた。中国の影響を受けた代表的事例を数例ここで挙げておこう。

①「天皇」の名称・・・「天皇」の名称の由来については諸説紛々としているが、中国の文献にその起源を求める学説が多い。例えば、中国の文献に出てくる「青天皇帝」の中央の2文字を拾い出して作った造語が「天皇」であるという有力説がある。この学説によれば、中国の皇帝よりも高い地位を日本人は自分たちの支配者に求めたのだという。私もこの説が最も当時の日本人の民族感情に合致し、又、当時の国際関係にも適合していると思う。なぜなら、古代においてすでに朝鮮半島で、中国に由来する「皇帝」の名称が使用されていたため、朝鮮民族との対抗意識から「皇帝」の名称を避け、「天皇」という名称を当時の日本の支配層が採用したと考えてもなら不思議はないからである。更に、中国をアジアの国際関係における事実上の盟主として認めた周辺諸国家は、朝貢貿易を行い、又は、漢字文化の受容によって中国の影響力の中で国際関係を生き抜く道を選択せざるを得ない運命的環境におかれていた。その中で日本の独立を意味する象徴的機能を「天皇」という呼称に付与したのが古代の為政者たちの思惑であったと思われる。又、「青天」という中国語は刑事責任を免れているという意味を持っており、中国の皇帝の法的性格を示す法的用語としての資格を持っている。そこで、法的組織体としての日本の支配者の名称の起源を「青天皇帝」に求める説は、法的視点からも支持される。⁽²⁾

ローマ法の流れを組む欧州大陸法の一部の公法学説では、国家には人間の心臓に譬えられる始原的機関、つまり国家を国家として活動せしめる本源の機関がなければならないと説く。そしてその始原的機関として国家の議會を挙げ、議會の意思が国家活動の淵源であって法治主義 legalism の基礎を構成すると説く。⁽³⁾ この大陸法系の法治主義理論は、今日、特に第2次大戦後、国家権力中の「司法権の優位」を説く英米法由来の「法の支配 Rule of Law」の理論に取って代わられた観があるが、前者の政治分析ツールとしての正当性は失われていないと見るべきである。即ち、「国家の始原的機関」の概念を古代のアジアの国際関係に類推適用して、アジア地域を1個の人体に譬えるならば、中国はその心臓に該当し、漢字文化を受容した周辺諸国家は心臓以外の人体の各部に譬え

られよう。1つの地域的文化圏を率いる国家は誰もが正当と納得する国家体制によって周辺諸国家を精神的にも指導する責任を負うことになるが、中国は人民主権による革命を容認する易姓革命の理論を標榜し実践することでこの責任を果たそうとしたと推測される。儒教が中国文明を代表しているように一般的には理解されているが、儒教思想そのものも近代的欧米的な革命理論と本質を同じくする命題が含まれていたことはすでに多くの論者によって指摘されている。⁽⁴⁾ この革命理論の正当性・普遍性によって中国は長らくアジアの漢字文化圏の盟主たる地位、人体に譬えるならば心臓に相当する地位を認められてきたのである。王朝の交代を認める、即ち、人民主権による革命を認める中国の国際慣習法上の地位に対応して、周辺諸国家は自国の国家体制を決定しなければならなかったはずである。周辺諸国家のこのような制限的地位も古代から少なくとも19世紀まで続いた国際慣習法上の地位とっていいかもしれない。日本について此れを具体的に論ずるならば、法的理念としての正義の淵源たる地位を中国に認めた日本は、中国の国益と衝突しない限りで自己の国体を決定せざるを得なかったはずである。即ち、法的理念としての安定性に最大の法的・政治的価値を認め、王朝の交代を認めない国家体制を古代の日本の為政者たちは選択したのである。⁽⁵⁾ 此れが後年、「万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総攬シ給フ」日本固有の国体といわれる日本の国体の本質である。欧米流の近・現代の国際関係理論に照らしても、古代日本の国体の選択はこれ以外に考えられない。他方で、天皇を神格化し日本を神国と観る思想が日本に存在することは筆者も承知しているが、国際法又は国際関係論とは無関係な異質な理論であることに注意しなければならない。

古代から19世紀中葉まで続いた日中の国体の相違を媒体とする両国の国際慣習法上の関係は、アヘン戦争(1840～42)での中国の敗北や日本の開国(1958)によって、いわば事情変更の原則 *clausula rebus sic stantibus* が適用されるような国際関係の激変によって、形骸化し、日清戦争(中国では甲午戦争という；1894～95)⁽⁶⁾によって消滅した。日清戦争の敗北によってアジアの盟主的地位を失った中国は、伝統的な君主国体から離脱し、中華民国以来、共和国体を採用して今日に至っている。他方、明治維新後、中国の国体とは相関関係のない「日本固有の国体」を宣言した日本は、日清戦争の勝利によって欧米型の主権国家に完全に脱皮し、伝統的な中国に対する関係で相対的君主制から欧米型の絶対君主制に移行した。19世紀中葉以降、日中両国はアジアでの相互の慣習法上の地位を放棄し、独自の国体選択を行なったのである。しかし、このような19世紀中葉の日本の国際法団

体への加入は、中国にとっては情情的に隣人による裏切りであり、法的表現を用いれば信義則違反と映ったことは云うまでもない。王朝交代を認める中国の易姓革命と異なり、日本の“万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総覽シ給フ”点で王朝交代を認めない日本固有の国体は、中国の国体との相対的關係が切断され、結果的に世界史的にも稀な奇異とも言える独自性を国際社会に示すことになる。その意味で、主権国家並存から今日的なグローバリゼーションの時代になっても、日本の天皇制には古代からの特に中国に対する歴史的・外交的相関性が形式的にしろ、残存しているといわざるを得ないのである。

②元号の使用・・・元号は、皇帝が空間とともに時間をも支配するとの思想に立脚して、その治世を示すために、前漢の武帝（B.C.159～87）の治世（第7代皇帝；在位B.C.141～87）に創始された。即ち、紀元前115年ごろに、彼の統治の初年に遡って「建元」という元号が使用されて以降、清代まで用いられ、中華民国の成立によって廃止された。⁽⁷⁾ 日本では645年の「大化」がその最初の例とされ、現在の「平成」までに、125代の天皇の在位中に231の元号が使用されている。漢字文化圏では、一般的に元号が使用されたが、20世紀にはいると、中国・ベトナム・南北両朝鮮で元号は廃止され、日本のみが天皇制の前提としてその使用を継続している（日本では「明治」以降、一世一元制を採用している）。制度発祥国（＝中国）が廃止した制度を継受国（＝日本）が墨守する姿は頑迷な古老の姿を想起させ、当事国の国民としては時代に取り残された感が否めない。特に、皇帝の権力の及ぶ空間と時間を示す主意を持つ元号が、国民主権の確立した現代の日本で合法性を持ちうるか検討の余地があろう。明治維新後の日本が欧米列強と対抗するために強力な中央集権国家を樹立する必要から天皇制を利用した結果、当時は元号もそれなりの合憲性を取得していたと思われるが、今日の新憲法下では元号は天皇制に伴う伝統的文化としての意味しか持ち得ないのではなかろうか？ いずれにしても、甲午戦争（1894～95）で日本に敗れた中国は君主制とその付属物たる元号を捨てて共和国の国体（中華民国そして中華人民共和国）の下で近代化を進めたが、その姿は、いわば外科手術的な国家改造であって、伝統的にアジアの国際関係の中で盟主たる地位を追求してきた中国の外交政策が継続していると観ることができよう。その意味で、建国以来、道義的・原則論的外交を展開しているアメリカと同じく、中国の内政と外交は国体の如何を超えたレベルで古代より現代に至るまで本質的一貫性・同質性を保持していると見ていい。⁽⁸⁾ それに対して、漢字文化圏の心臓部たる地位を中国に認め、自らは政治体制の安定を最優先価値に設定した日本は、日本固有の

国体（王朝交代を認めない「万世一系の天皇」制）を補強する機能を元号に期待してきたといえる。国旗や国家であれば、慣習国際法上、国家の象徴たる資格が認められているが、元号には本来、そのような国際法上の意義は認められず、個別国家の国内法上の制度としても日本以外の国家では廃止され、君主制の要件とも言えないところから、単に君主制に随伴した歴史的残滓の地位に退きつつあるというほかならう。今後の日本において、元号が存続・廃止いずれの運命を辿るかは、現時点では予測できない。しかし、その希少性の故に、元号は、日本の中国に対する歴史的な相対的国体を示唆する機能を果たしてきたことは事実である。国体を変更し元号を廃した中国と、その中国から継受した君主制（天皇制）と元号を墨守する日本、この両国はグローバルに拡大した国際社会で今や異質のパートナーとして、体制の優劣を競い、国際法の正当性の優劣を競う歴史的段階に到達している。

③律令制の採用・・・中国語で「律」は刑法を意味し、「令」は行政法を意味する。刑法及び行政法を主体とする国家統治方式を律令制という。律令制の原型は中国の秦（B.C.221～206）・漢代（B.C.206～A.D.220）にまで遡るが、厳密な意味での律令制は魏晋南北朝時代（A.D.184～589）から形成され始めた。日本の律令制は中国のそれを模倣して7世紀後期（飛鳥時代後期）から10世紀ころまで実施されたと言う。律令制から始まった支那法偏重の傾向は明治維新後にまで続き、徳川幕府時代は明律（明代の刑法）が幕府の学問所（昌平校）で講ぜられた。又、実定法たる公事方御定書は1870年まで施行されていた。つまり、日本は建国の当初から、明治維新後まで、中国の圧倒的影響を受けて国内法整備を行っていたといえるのであって、法価値としての安定⁽⁹⁾を最重視する姿勢は、徳川幕府時代には清国とオランダとのみ長崎の出島を通じて交易を行なう鎖国政策としても現れた。幕府は東洋及び西洋の最強国とのみ交際し、複雑な国際関係に巻き込まれないよう細心の注意を払ったのである。このような鎖国政策は日本の固有の国体と合わせて考えれば、その意図・目的は明白であるといえよう。この時期から、日本のアジア的特徴（王朝交代のない、即ち、支配層の交代のない君主制）を維持することに幕府が如何に腐心していたかがわかる。このような日本固有の君主制が、国際社会では君主制の例外的事例に属することは言うまでもなく、第2次大戦後に国際社会の原理として認められている民主主義に照らして疑問の声が上がっても当然というべきかもしれない。国内では、政府が皇室の民主化のために努力していることは認めえても、国際社会の少なくとも現時点での民主的基準（皇位継承権の男女平

等や皇族の婚姻の自由、皇室に関する報道の自由、新嘗祭や歌会始などの差別的・旧時代的行事の廃止による皇室の民主化 etc.) からの評価に耐えられなければならない。国家の経済が停滞し、国民の生活が困難に直面したとき、国民の不満は政府とともに皇室にも向けられることが予想される。そのとき、皇室が国際的な民主的基準を満たしていることが君主制存続の絶対的条件になることは、最近のネパールでの王制廃止の政治的決定(2007.12.24の報道)からも明らかである。

(2) 日本の天皇制の国際法上の特徴

中国の易姓革命思想との比較で考察されるべき日本の天皇制の国際法上の特徴を列記していこう。

①君主制の一形態・・・君主制のメルクマールとして、1.単一人で構成する機関であること 2.対外的に国家を代表すること 3.統治権又は少なくとも行政権の一部を持つこと 4.その地位に伝統的な威厳が伴うこと 5.その地位が世襲制に基くこと 以上の5点が指摘されている。天皇についてこれを見つめるに、これら5つの要件をすべて具備しているところから、天皇を君主と見ていい。⁽¹⁰⁾

特に、世襲制が君主制の本質的要件と考えられるが、中国や欧米諸国家の君主制は王朝の交替を前提とした世襲制であるが、王朝の交替を認めない君主制である点に天皇制の特徴がある。これは国内政治の安定をもたらす(と期待される)特長を有するが、人民主権や人権と矛盾することも事実である。これは、現在の皇室が滅亡し、他家の君主が支配権を取得した場合、日本は日本でなくなるといっているのに等しく、人民主権のみならず、合理的な国家3要素論(国家は人民と領域と権力で成立するとの理論)にも反し、非科学的な国家論が日本では古代より採用されていることになる。国家成立の3要素論は、単に政治学や国家学そして公法学での通説に止まらず、今日では、慣習国際法上の効力を有すると考えられる以上、「万世一系ノ」という限定詞が付いた天皇制は、国際法適合性・適法性の点に疑義が残る。⁽¹¹⁾

②象徴 symbol としての元首 head of state・・・君主には国際慣習法上、元首 head of state の権限が認められるが、現行の日本国憲法でも天皇に元首の権限(全権委任状・信任状の認証、批准書その他の外交文書の認証、外交使節の接受:同憲法§7)が付与されている。これは現代の元首の一つの有り様を提示している。伝統的に元首には、1.条約締結権 2.宣戦講和の権 3.外交使節接受権 が認められてきたが、現行憲法で「日本国及び日本国民統合の象徴」(§1)となった天皇は、同憲法§9の関係で宣戦講和の権は認められなくなったし、条約締結権は内閣に奪われ、外交使節接受権のみ憲法で認められている。

元首とは国際法上、国家の対外的代表機関を指す用語であるが、代表機関の権限そのものが時代的に縮小しているのである。いわば、「絶対君主制から制限君主制へ、そして象徴君主制へ」と言う標語が元首の権限そのものの縮減の歴史を示している。象徴君主制の歴史の詳細は別の機会に譲るが、1931年のイギリス国内法たるウェストミンスター条例 Statute of Westminster で「王位は英連邦諸国家の自由な結合の象徴である the Crown is symbol of the free association of the members of the British Commonwealth of nations」と明記したところから、20世紀前半には象徴君主制の実例が出現したことがわかる。但し、象徴たる君主の実態は各国の憲法を詳細に検討しなければならず、現在の日本の天皇はイギリスの君主よりもはるかに権限は剥奪され、子供だましの地位に措かれているとさえ謂われる。⁽¹²⁾

国内での国家権力の配分がどうであれ、その国家が君主制を採用している以上、君主に元首の機能と権限を付与しているとの一般的推測が成立しており、その一般的推測を覆す事態については、それを主張する国家に立証責任が帰属すると考えられる。従って、外国の君主や大統領に対して滞在国内は一律に元首としての保護を与えなければならず、それぞれの本国の憲法上の地位や権限の差異、あるいは大国・小国の別を問題にすることは許されない(Cf. 国家代表等に対する犯罪防止条約 Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, including Diplomatic Agents, 1973.12.14 adoption, 1977.2.20 entering into force, §1①(a))。

問題は、「元首 head of state」よりも「象徴 symbol」の方が、概念的に新しく不明確な部分が多いことである。元首 head of state であれば、それは国際法上の概念であって、その権限も慣例上、又は慣習国際法上、確立していると言っているが、象徴 symbol は20世紀に出た新しい概念であって、その概念の実態は未だ形成途上にあるというべきであろう。ただ、イギリスにおいても日本においても、「象徴 symbol」は国内法上の概念であって、本質的に君主による対内的団結や精神的結束を促す機能を期待する概念である。この対内的団結や精神的結束も、国際関係の中では国家主義的機能といってよく、「象徴」が憲法上の公的地位であって国内法上も、国際法上も柔軟な時代即応型の役割を期待された地位であることがわかる。これを天皇について具体的に論ずると、国内巡幸や相撲観戦・野球観戦そして災害被災地視察のほか、外国への親善訪問や外国元首との親書・親電の交換など対外関係の行為にも及んでいる。これ等にはいずれも宮内庁管理の公金(宮廷費)⁽¹³⁾が使用されており、政府自身も天皇の象徴としての公的行為であることを認めている。

特に外国への親善訪問や外国元首との親書・親電の交換は、元首の行為としての国際法上の規律は存在しないものの、いわば、国際礼讓international comityとして、事実上の外交的意義を有することが多い。例えば、天皇自らの行為ではないが、大津事件（1891.5.11）の際、日本の皇后がロシアの皇后に対して送ったロシア皇太子ニコライ＝アレクサンドロビッチНиколай Александрович（1868～1918）の負傷に対するお見舞いの親書は、広い意味で天皇に帰属する皇室の行為として、ロシアの政府及び国民の対日感情を宥和するのに大いに貢献したと思われる。また、この事件に際し、明治天皇自らも、京都に赴いて皇太子を見舞っている。⁽¹⁴⁾ 同種の事件として、1964年3月24日午後、当時の駐日アメリカ大使ライシャワー Wdwin Oldfather Reischauer（1910.10.15～1990.9.1）が日本で統合失調症の少年に刺され重傷を負ったライシャワー事件がある。このときも、昭和天皇及び皇后が直ちにライシャワーが入院した虎ノ門病院にお見舞いをお届けになっている。⁽¹⁵⁾ 国際礼讓は一般に国際慣習法への完成途上の行為と理解されているが、⁽¹⁶⁾ 対外関係に亘る象徴としての行為は、まさにそういう意味での天皇の新たなジャンルの公的行為であると言える。

（3）天皇の憲法上の元首権限規定の不備

ところで、「日本のアジア的特徴」と言う場合、伝統的に中国の影響を受けている点は謂うまでもないが、特に第2次大戦以降、他のアジアの諸国家と同様、アメリカ

の影響を受けている点も忘れてはならない。此れもネガティブな意味での日本の「アジア的特徴」と言える。その視点から、日本国憲法上の元首の権限規定の不備を1点指摘しておこう。それは、伝統的に元首の権限とされてきた「宣戦講和の権」の抹消である。その背景は、周知の通り、現憲法がマッカーサー草案に基いているからである。同草案は、1.天皇制の維持 2.戦争放棄 3.封建制の廃止を基礎理念としていたために、戦争放棄に関連して元首の宣戦講和の権もはじめて問題にされなかった。⁽¹⁷⁾ このように伝統的な国際法規範がアメリカの圧力や思惑の下に歪曲される傾向は日本だけに限らず、第2次大戦後のアジア諸国家に一般的に見られる傾向である。例えば、東から西に順に列挙すると、日本→韓国→台湾→南ベトナム→イラン→イラクへとアメリカは軍事的な対ソ（対露）包囲網を形成してきた。此れがアメリカの第2次大戦後の対アジア政策の根本原則であって、日本も上記の諸国家と同様の境遇即ちアジア的境遇を強制されたことは事実である。そこで、現時点の日本の外交的座標軸を図示してみることにしよう。

図1を使用して日本の外交座標軸を説明する。Y軸には日本の建国以来の中国の影響に対する日本の対応について親中国をプラスの方向に、反中国をマイナスの方向に取る。中国の影響は日本にとっては、国際関係の地政学的観点から静態要因として理解する。他方、明治維新（1868）以降、欧米の影響が中国の影響よりも相対的に優勢化する。そこで明治維新以降、日本は中国の影響と欧米の影響を自主的に選択できる客観的な国際情勢になっ

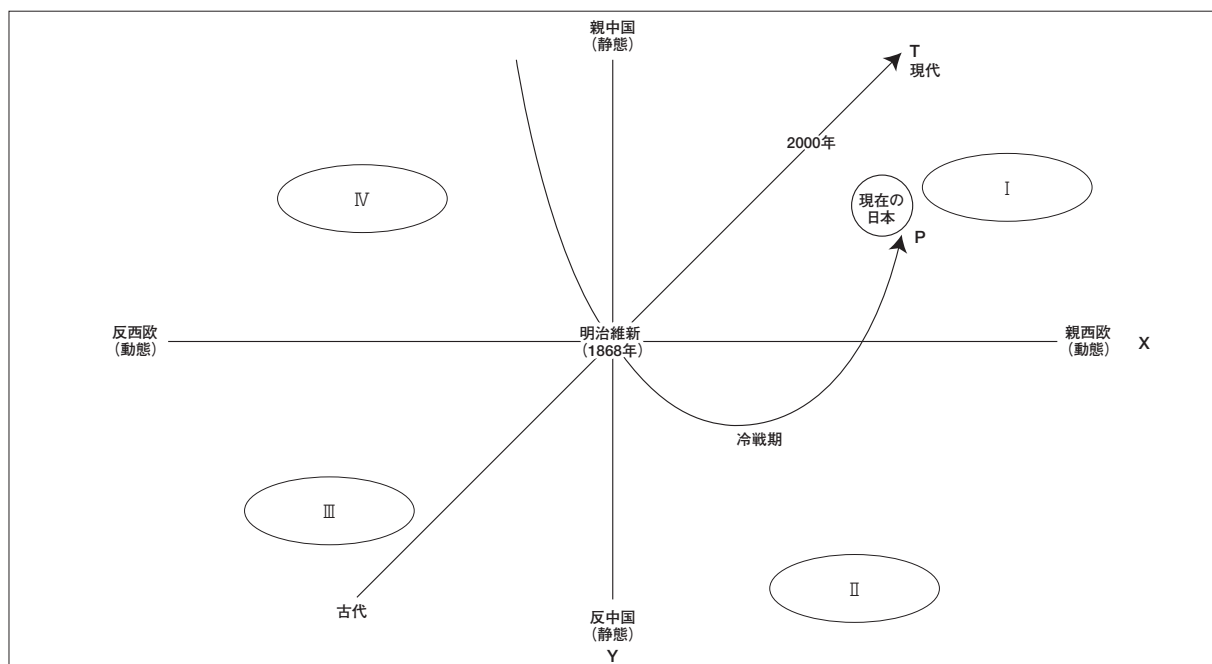


図1：古代から現代までの日本の外交座標軸

たと考えられるので、明治維新（1868）を原点として欧米の影響を日本にとっての動態要因として X 軸で測定する。当然、欧米の影響は明治維新（1868）以前はマイナスであるが維新以降はプラスの評価になる。そして古代から現代までの時代の推移を対角線 T で表す。そうすると、日本の古代から現代に至る外交座標軸の推移は放物線 P で表される。このように日本の外交座標軸の推移を単純化して図示できるのは日本人の精神構造に由来する。日本は古代より、中国の政治・経済・社会・文化の影響を所与として受容して内政・外交を展開しており、中国の影響は日本にとって恒常的・静態的要因であった。それに対して、明治維新（1868）を境に西洋（特にアメリカ）の政治・経済・社会・文化の影響を被り、日本は新分野に亘って、中国と欧米とを秤量選択できる地位に置かれた。従って、欧米の影響は日本にとって明治維新（1868）を起点として動態要因として働くのである。この静態要因と動態要因は、日本の外交においては、一方が重視されることは他方が軽視・無視される反比例の関係として理解されてきた。「親中派」「反中派」とか「親米派」「反米派」と言う対で使用される用語例は、他国には見当たらない日本独自の慣用例と言ってよく、明治維新（1868）以降の日本の外交に二元論的又は二者択一的発想が入り込んでいたことは否定できないと思われる。明治維新（1868）以降、「脱亜入欧」⁽¹⁸⁾の国民的コンセンサスの下に日本の外交は静態要因と動態要因によってシフトを繰り返してきたと言えよう。その事実を前提又は命題として作成したのが図1である。特に、日本の外交軌跡を示す放物線 P は、縦軸と横軸で示される日本のアジアの特徴が放物線 P の成立によって命題としての価値が立証される関係に立っている。

このような座標軸を使用した外交分析は、池井 優慶 大名誉教授のような著名な日本外交史家だけでなく、最近では、若手の国際政治研究者や国際関係学研究者も分析ツールとして利用している。^{(19) (20)} 国際法学においても、国家の国際法に対する認識や国際法遵守の意思と能力の有無・強弱を判定する科学的分析ツールとして利用可能であろう。図中の放物線 P の成立はこの図が単に平面的な静態図ではなく立体的な動態図であることを示しており、歴史的に日本が東洋の閉鎖的そして鎖国的状況から抜け出し、国際国家として発展していく状況（第4象限 → 第2象限 → 第1象限）を示している。アングロ＝サクソン法の影響を色濃く受けた現在の国際法体系を支持する諸国家は第 I 及び第 II 象限に位置することになる。特にプラス Y 軸が「親中国（静態）」を現し、プラス X 軸が「親西欧（動態）」を現す第 I 象限に身をおく諸国家は、現在の国連の5常任理事国（アメリカ・フラン

ス・イギリス・ロシア・中国）制度をそのまま承認していると推測されるのであって、現在の国際法にほぼ全面的な信頼を寄せる国と言ってよい。現在の日本はまさにこの象限を代表する国家と評価されているのである。

ところで、ここまで論じてくると、1つの疑問が出てくるはずである；第1次大戦（1914～18）後、第2次大戦（1939～45）終了までの日本は、反中国、反西欧の国家主義時代であって第3象限に属するのではないか？しかし、明治維新（1868）後、伝統的な中国文明の中で育った日本が欧米中心の国際社会に加入を認められてからは、欧米文明の優位（＝親西欧）を承認した上での「国民党支持」「親独」「反米」の政策選択が行なわれたのであって、長期的且つ客観的な歴史的環境と政策決定とを混同してはならない。図1の I～IV の各象限は、国家の政策決定の前提となる相当長期の客観的な国際環境を示しているのである。同図の放物線 P の軌跡から、明治維新（1868）以降の日本が、一貫して、西欧社会で形成された国際法の適用を甘受し、その発展の一翼を担わされている姿が浮かび上がってくる。

【Ⅲ】結 論

本稿で扱った日本の「アジア的特徴」は、勿論、国際法的視点からの分析であり、アジアの諸国家にそのまま一律に適用できる理論ではない。アジアの各国は同じ中国文明の影響を被ってきたとはいえ、各国独自の歴史的経験を経て独自の文化を形成し固有の民族国家を形成発展させてきたからである。しかし、筆者が本論中に紹介した図1の分析手法は、アジアの多くの国家の国際法上の地位や国際社会でのポジションを示す上で、必要な変更を加えた上で *mutatis mutandis* 応用可能である。例えば、伝統的な中国文化を継承しながら、第2次大戦後アメリカの政治的・経済的・軍事的影響下におかれた韓国や台湾、そしてイスラムの伝統を継承しながらも同じく第2次大戦後アメリカの政治的・経済的・軍事的影響下におかれたイラン・イラク・トルコについても、静態と動態の座標軸の中で立体的に国際社会での位置を測定することは可能である。各国が国際社会に加入した時点を経験として、そこを通過する放物線によって、当該国家の「（国際法遵守の）意思と能力 *able and willing to*」（国連憲章 § 4①）を測定することができる。

第2次大戦中から、主要連合国の間で、戦後の一般的国際機構加入要件として、「国際法を遵守する意思と能力」が挙げられていたが、⁽²¹⁾ その趣旨は、西欧社会で形成され特にアングロ＝サクソンの色彩の強い実定国際法が異文明世界（イスラム世界や仏教及び儒教文化圏、そしてアフリカやラテン＝アメリカの現地文明圏）にも適用

される普遍的効力を有することを承認することが普遍的国際機構の加盟国になるための当然の要件であるとの思想が含まれていたと考えられる。此れは、国際法の普遍化、均一的適用につながり、国際社会に「法の支配 Rule of Law」をもたらしたとして積極的に評価できる反面、アングロ＝サクソンの国際法による「力の支配 Power Politics」であって、イスラム教徒によるテロを引き起こす一因になっていることにも注意しなければならない。本論中の図 1 に従えば、テロ支援国家やテロ組織は敢え

て、第Ⅲ象限や第Ⅳ象限に身をおこうと試みているといえる。本論中で指摘したとおり、当該図の第 1 ～ 4 象限は相当長期の国際環境を意味するのであって、具体的に執られる政策や行動を特定し分析することはできない。もし、それを敢えて行なうならば、当該政策や行動は、現行国際法の合法性の枠外という判定を受ける可能性が出てくる（形式的に第Ⅲ象限に該当する行為の場合がそれに該当する）。

（注）

- (1) “明治憲法時代に用いられた国体の主な意味に二つあった。一つは、理論上の概念としての国体といわれるもので、主権の所在によって生ずる国家体制の区別を国体といい、主権が君主にある君主国体と、主権が国民にある共和国体に分かれた。もう一つは制度上の概念としての国体といわれるもので、わが治安維持法にいわゆる国体の意味について、大審院は‘我帝国ハ万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総攬シ給フコトヲ以テソノ国体トナシ治安維持法（大正 14 年・法 46 号）ニ所謂国体ノ意義又此ノ如クニ解スヘキモノトス’と説明した。右のいずれの意味に解しても、日本国憲法の下では、国体は変革されたとみなされることは明かである” 清宮四郎『憲法 I 〔新版〕』有斐閣、1972 年、180 頁。
- (2) 拙著『法学（全訂新版）』信山社、2002 年、67 頁。Cf. 稲田陽一『国制史における天皇論』信山社、1996 年。
- (3) このような大陸法的思考を採る学者として、佐々木惣一博士のほか、小島和司、田畑 忍の諸氏が有名である。Cf. 小林直樹『憲法講義 下』東京大学出版会、1973 年、545 – 550 頁。
- (4) 革命理論の根底に人権理論が存在するとの通説的見解に従えば、論語の教えも聖書の教えも共に、黄金律 Golden Rule を説く点で本質的に同一であり、革命に友好的な命題を内在させている。Brian D. Leppard, *Rethinking International Intervention*, Penn. State Univ. Press, 2002, p. 5
1. 政府による人権侵害に対して国民は抵抗する権利があり、最終的に政府を転覆させる革命権も認められるとするのが今日の通説及び国家実行である。Cf. 佐々木 毅『主権・抵抗権・寛容』岩波書店、1973 年。因みに、アメリカ合衆国憲法（1787 年）ではその修正 § 10（1791 年確定）“The powers not delegated to the United States by the Constitution, nor prohibited by it to the States, are reserved to the States respectively, or to the people”と明記し、人民に革命権が留保されている旨を示唆している。Cf. 塚本重頼『註解 アメリカ憲法』酒井書店、1979 年、192 頁。阿部・畑共編『世界の憲法集〔第 2 版〕』有信堂、1998 年、2 – 16 頁。
- (5) 日本の歴史で天皇家は時の権力者から迫害されることが多かったといわれるが、政治指導層の保身のため、そして中国との外交的得失を考慮して、王朝の交代を認めない日本独自の合理的な君主制が出来上がったと考えられる。その意味での天皇制を最も露骨に擁護した法律が治安維持法（1925 年、法 46、1945 年 10 月 15 日廃止）である。Cf. 我妻 栄『旧法令集』有斐閣、1968 年、451 – 454 頁。
- (6) 中国にとって、日本は大陸周辺の 1 弱小国家であったはずである。漢字文化圏を 1 個の人間の肉体にたとえるならば、中国こそ心臓部に該当し、周辺の諸国家はその心臓から送られてくる血液の循環で命脈を保つ周辺部位に過ぎなかった。アジアの心臓部の機能を果たす動態的君主制は当然に王朝の交代を認める人民主権に依拠しなけりなかつたが、周辺国家の日本はいわば静態的君主制を採用し、国内の政治的安定を最優先したのである。607 年、遣隋使の小野妹子が隋の煬帝に聖徳太子の国書を提出したとき、その中に「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや（「日出處天子致書日沒處天子無恙云云」）」（『隋書』「卷八十一 列傳第四十六 東夷 倭國」）の表現があり、煬帝（569 – 618）が此れに激怒したという故事が伝わっているが、聖徳太子（574 – 622）の真意は、政治的安定を最優先し王朝交代のない国体を採用した日本のいわば国情をわきまえた自負心の発露であったと思われる。それほどアジアでゆるぎない地政学的優位を保ってきた中国が日清戦争で日本に敗れた事実は、今日に至るまで中国の恥辱の歴史として彼らの心に刻まれている。2007 年 12 月に、日清戦争で日本軍に捕獲された北洋艦隊所属の戦艦「鎮遠」が日本に曳航される前に中国で改修補修されている写真がインターネット上に公表されたが、中国人の心中の恥辱感を刺激したとの説明書きがされている。Cf. 「中日甲午戦争老照片曝光 睹鎮遠艦真容勿忘歴史」（<http://mil.qianlong.com/37076/2007/12/06/135@4203823.htm>）
日本以外の中国の周辺諸国家の政治・経済・社会・文化・国際関係等について好個の研究書が出ている。例えば以下を見よ。矢野 暢編集責任『東南アジアの国際関係』弘文堂、1991；同『東南アジア学入門』弘文堂、1992。
- (7) 1912 年の辛亥革命によって清朝が滅亡すると同時に元号は廃止され、承継国たる中華民国では、中華民国暦が使用され「中華民国元年」と定められた。現在の中華人民共和国では「公元」と言う名称で西暦が使用されている。Cf. <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%83%E5%8F%B7>
- (8) 中国とアメリカとはその建国の歴史は期間の点で雲泥の差がある。一方は数千年の歴史を有し、他方は 200 年余りの歴史である。しかし、その国家統治の理念には共通する部分がある。中国においても、古代から人民主権や人権の思想は存在していた事実は、アメリカの建国事情と一致する。そのためか、国家理念はその外交政策にも反映し、アメリカと中国は、原則論的・道義的外交を一貫して展開しているといわれる。Cf. 入江啓四郎・大畑篤四郎共著『増補 外交史提要』

成文堂, 1967. 国内秩序と国際秩序の関係について考察した好個の論文として次を見よ。石田 淳「国際秩序と国内秩序の共振」『国際政治』147号, 2000年1月, 1-10頁; 篠田英朗「国際秩序と国内秩序の共時性」『国際政治』147号, 2000年1月, 11-28頁。篠田は「安易に“国際社会”と“国内社会”とを別個の存在として切り離して見るのではなく、両者が共有している価値規範の問題に目を向けること」(24頁)が重要であると説く。

- (9) 入江啓四郎は「法規範の理念は、第1に安定性、第2に正当性(正義)とともに、第3に合目的性(Zweckmaessigkeit)である。国内法規範、国際法規範は、総て一定の目的を以て定立されたものであり、その意味で、本来合目的的なものである」という。入江啓四郎『増補 国際法解義』成文堂, 1971年, 19頁。しかし、法の歴史や規範体系を、これ等3つの理念で説明しようとすれば、その内容は相当に抽象的で難解な哲学的記述にならざるを得ないのではなかろうか。事実、入江の上記著書は相当に難解であり、筆者のような凡人には理解しにくい部分が多い。法の理念(又は目的)をもう少し細分化し、(a)人権の実現 (b)社会の安定 (c)社会全体の利益(公共の福祉) (d)合理性の4つに分類することを、筆者はかつて提案したことがある。Cf.拙著『法学(全訂新版)』信山社, 2002年, 10-13頁。これ等4つの理念の比重の変化で法の歴史が相当判りやすく説明できるのである。例えば、中世から近代への移行を、安定から人権尊重への主要理念の交替として、又、日本の戦前から戦後への時代の移行を、やはり安定から人権の実現への主要理念の交替として説明できるのである。つまり、これ等の4つの法理念は人間の理性の産物である限り、古今東西を問わず、総ての法に内在する普遍的性格を持つのであるが、人類の社会の進歩特に経済的進歩によって、法の主要理念は安定から人権の実現に移行していることに注意しなければならない。経済的進歩即ち、資本主義の発達によって諸国家そして人々の人権意識が高まり、法規範の価値秩序が決定される傾向があることは否定できない。資本主義の発達そしてグローバリゼーションが民主主義の普及そして人権価値の優位化に果たしている機能は認めなければならない。この点を論じた論稿として次を見よ。Celestine I. Nyamu, "How Should Human Rights and Development Respond to Cultural Legitimization of Gender Hierarchy in Developing Countries?", *HARVARD International LAW JOURNAL*, vol.41, No.2, Spring 2000, pp.381-418.
- (10) 清宮は君主のメルクマールとして、更に、「象徴的機能が認められること」と「その行為について責任を負わないこと」を挙げている。Cf.清宮前掲書181頁。しかし、此の2点については、君主の標識としては周知的であって本質的ではない。しかも、革命や戦争で革命軍によって処刑されたり(ロシア革命でのニコライ2世の処刑)、戦犯容疑で亡命したり(ドイツ敗戦に伴うウィルヘルム2世のオランダへの亡命)した実例がある以上、君主の標識として国際法上確立しているとはいえない。更に言えば、これ等2つの標識を承認すれば、人民の抵抗権や革命権を否認する結果になりかねない。
- (11) 伝統的な国家成立の3要件を前提にして、それらを含んだ国際法上の国家の成立要件について詳細な実証的研究が出ている。See, James Crawford, *The Creation of States in International Law*, Oxford, esp. pp.31-76.

- (12) 「無能力にすることによって安泰を保持するとは、子供だましに過ぎない」という佐々木惣一博士の批判があるという。清宮・前掲書165頁。
- (13) 皇室経済法(1947.1.16公布, 1947.5.3施行) §5。
- (14) 信夫清三郎編『日本外交史(1853-1972) I』毎日新聞社, 1974年, 155-6頁。
- (15) 池井 優『駐日アメリカ大使』文芸春秋, 2001年, 90-93頁。
- (16) かつて、署名条約について締約国が発効前に条約目的を阻害しない信義則上の義務を負うのも国際礼譲と理解されていたが、ウィーン条約法条約で国際法上の義務に格上げされた。“署名によって国家は条約の趣旨に反する行動を執らない義務を負う。(ウィーン条約のこの規定に関する批判的研究として次を見よ; Ph. Cahier, 条約の発効前に当該条約の客体や目的に反する行為を行わない義務, *Melanges Dehousse*, Paris, F. Nathan, 1979, vol. I, 31). ウィーン条約 §18の明文化後は、署名国は《条約発効前に条約の客体や目的を損なう行為》としてはならなくなった。即ち、署名国は、自己の行為によって発効前の条約の規定を無価値にしてはならないのである。国際関係を支配する《信義則》に固有の義務がここで問われているのである(本書後掲357節以下をも参照のこと)。《上部シレジアにおけるドイツのある種の権益》に関する事件で、常設国際司法裁判所は国家が条約への署名の後、最終的に批准するまでの間に権利の濫用を行うならば、契約的義務を侵害したと看做しうると述べた(*Ser. A, n°7, p. 30, 1926*)。《軍事訓練の仮説》という最近の事件を引用しておこう。この事件は、エジプトとイスラエルとの間の1978年9月のキャンプ・デービッド合意が《先決的》権原として、即ち、この条約の批准による発効前に特にシナイ半島の一部をエジプトに復帰させることを明記していたのである; その間に、もし、イスラエルが軍事力を行使して、エジプトに引き渡すべき領域の油田を使用不能にすれば、イスラエル側が国際約束に違反することになった。興味深いのは、1995年6月16日の《国際条約に関するロシア連邦法》のような最近の法律がこの種の国際義務の存在を公式に承認していることである: 例えば、ロシアはこの法律によって署名条約の発効前に《その客体や目的》を損なう行為を執ることを全面的に控える義務を負っている(*voir le texte in I.L.M. 1995.1370*)” Dominique Carreau, *DROIT INTERNATIONAL* (8e EDITION), Pedone 2004, pp.128-9.
- (17) 不文憲法国のイギリスを除き、国連安保理の常任理事国の憲法で元首の宣戦講和の権がどのように規定されているかを見ておこう。合衆国憲法(1787年制定)では、その第1条第8節第11項で連邦議会の権限のひとつとして「戦争を宣言し、敵国船拿捕免許状を付与し、陸上及び海上における拿捕に関する規則を設けること」を明記している。中華人民共和国憲法(1982年制定) §62(14)は全国人民代表大会の職権として「戦争及び平和の問題を決定すること決定戦争和平の問題;」を上げ、§67(18)は全国人民代表大会常務委員会の職権として「全国人民代表大会の閉会中、国家が武力侵犯を受けるか、又は侵略に対する共同防衛についての国際間の条約を履行しなければならない事態に立ち至った場合に、戦争状態の宣言を決定すること在全国人民代表大会閉会期間、如果遇到国家遭受武装侵犯或者必须履行国际间共同防止侵略的条约的情况, 决定战争状态的宣布;」(http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_

62714.htm)を挙げている。フランス共和国憲法(1958年制定) § 16 ①で「共和国の制度、国の独立、領土の保全又は国際的取極めの執行が、重大且つ直接に脅かされ、かつ、憲法上の公権力の正常な運営が阻害される場合、大統領は、首相、両院議長ならびに憲法院への公式の諮問の後、状況により必要とされる措置を採る Lorsque les institutions de la République, l'indépendance de la nation, l'intégrité de son territoire ou l'exécution de ses engagements internationaux sont menacés d'une manière grave et immédiate et que le fonctionnement régulier des pouvoirs publics constitutionnels est interrompu, le Président de la République prend les mesures exigées par ces circonstances, après consultation officielle du Premier ministre, des présidents des assemblées ainsi que du Conseil constitutionnel.」と定め、同条②で「大統領は教書によりこれ等の措置を国民に知らせる Il en informe la nation par un message」(<http://www.elysee.fr/lapresidence/>)と定める。ロシア連邦憲法(1993年制定) § 87 ②は、「ロシア連邦に対する侵略又はその直接の危険がある場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の全土又はその一部の地域に戦時状態を布告し、遅滞なくそれを連邦会議と国家会議に通知する В случае агрессии против Российской Федерации или непосредственной угрозы агрессии Президент Российской Федерации вводит на территории Российской Федерации или в отдельных ее местностях военное положение с незамедлительным сообщением об этом Совету Федерации и Государственной Думе.」(<http://www.rsnet.ru/main/konst/konst14.html>)と定めている。Cf.阿部・畑共編、前掲書、該当頁。中国・フランス・ロシアの憲法では、積極的な宣戦布告権よりも、消極的・受動的な戦争状態布告権(自衛権発動状態に入ったことを国民に布告する意味を有する)が選択されている。これ等は国連の集団安全保障体制を容認した憲法といえよう。また、

各国憲法の原文は各国政府の上記公式ウェブから取得できる。

- (18) 「脱亜論」「脱亜入欧」は福沢諭吉(1835.1.10～1901.2.3)の持論であったといわれるが此れに疑問を呈する意見もある。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%84%B1%E4%BA%9C%E5%85%A5%E6%AC%A7>

- (19) 国連の活動について加盟国の認識や対応を図表化した論稿も発表されている。これも外交の座標軸分析の発展形態として理解されよう。See George Modelski, “World Parties and World Orders”, *The Future of the International Legal Order*, Vol. 1, Princeton Univ. Press, 1969, esp. pp. 210–11; Ernst Haas, “Collective Security and the Future International System”, *ibid.*, esp. pp. 293 et al.

- (20) 最近公表された数学を応用した優れた国際関係論の論稿と次を見よ。石黒 馨「国内紛争後の政治改革への国際関与」『国際政治』147号、2007年1月、149–163頁。

- (21) 国家の中で此の資格を備える国家を“平和愛好国 peace-loving states”(国連憲章 § 4 ①, emphasis added)というが、すでに、1941年8月14日に当時のアメリカ大統領 F.D. Roosevelt (1882～1945) とイギリスの首相 W. Churchill (1874～1965) との間で、戦後の一般的平和維持機構を“平和愛好国 peace-loving peoples”(第8項, emphasis added)で組織することを約束していた。“peoples”は戦時における諸国民の団結を意識させる言葉の用法であり、“states”は平時における諸政府の主体的判断を尊重する言葉の用法であるといえよう。

<http://www.kiwinet.seiryu-u.ac.jp/~inahara/internationalorganization5.html>

Cf. 大西洋憲章の原文: http://en.wikisource.org/wiki/Atlantic_Charter

(表1) 国際社会の52君主国(2008.1.1現在)

①王国

- オマーン国(国王の称号はスルターン)
- オランダ王国
- カンボジア王国
- サウジアラビア王国
- スウェーデン王国
- スペイン(憲法改正後、国号から「王国」を削除した)
- スワジランド王国
- タイ王国
- デンマーク王国
- トンガ王国
- ノルウェー王国
- バーレーン王国
- ブータン王国
- ブルネイ・ダルサラーム国(国王の称号はスルターン)
- ベルギー王国
- マレーシア(国王は各州のスルターンによる互選で選出される)
- モロッコ王国
- ヨルダン・ハシミテ王国

19. レソト王国

②英連邦諸国(Commonwealth realm)

- グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国(通称: イギリス)
- アンティグア・バーブーダ
- オーストラリア連邦
- カナダ
- グレナダ
- ジャマイカ
- セントクリストファー・ネイビス連邦
- セントビンセントおよびグレナディーン諸島
- セントルシア
- ソロモン諸島
- ツバル
- ニュージーランド
- バハマ国
- パプアニューギニア独立国
- バルバドス
- ベリーズ

③大公国(Grand Duchy)

36. ルクセンブルク大公国
 37. アンドラ公国（共同大公はフランスの大統領とスペインのウルヘル司教）
 38. モナコ公国
 39. リヒテンシュタイン公国
 - ④首長国（Emirate）
 40. アラブ首長国連邦の各構成国（構成国の首長が連邦の大統領を務める）
 41. アジュマーン
 42. アブダビ
 43. ウンム・アル＝カイワイン
 44. シャールジャ
 45. ドバイ
 46. フジャイラ
 47. ラアス・アル＝ハイマ
 48. カタール国
 49. クウェート国
 - ⑤その他
 50. サモア独立国（元首の称号は大首長）
 51. 日本国（日本国憲法施行後、国号から「帝国」を削除した。また元首の規定無し、天皇は国民統合の象徴）
 52. バチカン市国（元首はローマ教皇）
- （注：君主国の数は君主制基準や国家性の判断によって相違が出る）
- <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%90%9B%E4%B8%BB%E5%88%B6> の表を基に作成 —

（参考文献）

1. J. M. Bouissou, *Le Japan*, Fayard, 2007.
2. R. J. Samuels, *Securing Japan*, Cornell U.P., 2007.
3. D. W. Collinwood, *Global Studies : Japan and the Pacific Rim*. (9th ed.), McGraw — Hill, 2007.
4. P. E. Lam, *Japan 's Peace Building Diplomacy in Asia*, Routledge, 2007.
5. S. Breslin, et al., *China 's International Relations*, Routledge, 2007.
6. P. M. Worthing, *A Military History of Modern China*, Praeger, 2007.
7. J. Hsiung (ed.), *China and Japan at Odds*, Palgrave, 2006.
8. D. Miller, *National Responsibility and Global Justice*, Oxford, 2007.
9. S. Hua et al. (eds.), *China in the Twenty — First Century*, Palgrave, 2007.
10. G. Wu (ed.), *China Turns to Multilateralism*, Routledge, 2007.